

サイバー攻撃により生じる損害の分担に関わる諸問題

Issues Regarding Sharing Damages Caused by Cyber-Attacks

町田 力・マネジメント分科会・情報セキュリティ大学院大学

1. 研究テーマの背景

令和2年個人情報改正による個人データ漏えい時の対応費用の増加、ランサムウェアによる引き起こされる深刻な事業中断などにより、サイバー攻撃によって発生する損害は被害企業に重大な影響を及ぼすようになってきている。

他方で、サイバー攻撃によって発生した損害について、本来法的責任を負うべきなのは攻撃者であるが、攻撃者に法的責任を追及することは事実上困難であることを踏まえると、これらの損害については被害企業とその関係当事者との間で分担をせざるを得ない状況であるといえる。

2. 目標とする成果

(1)サイバー攻撃により生じる損害の分担が問題となる**具体的分野を取り上げ、その課題を調査し解決策を提言**することを目標とする。

(2)併せて、(特に、対策が出来ている)被害企業らが損害を分担せざるを得ない状況を打破する**制度的・国家的補償の枠組みを提言**したい。



3. これまでの成果及び今後の取り組み計画

(1)具体的分野を探求し、それぞれの課題を調査した。

◆ **クラウド例外**：要件の不明確性、あてはめの困難性が課題

☞ 契約面・技術面の各要件の明確化を試みる。契約面については、クラウドサービスの利用規約の調査により標準的な条項例等を検討し、個人情報ガイドラインへの記載を提言したい。また、クラウドサービス利用者による委託先の監督義務の緩和策についても検討したい。

◆ **ビジネスメール詐欺 (BEC)**：国内の裁判例がなく、左下図のA社・B社の過失割合を判断する枠組みがないことが課題

☞ 米国裁判例を調査し、それを応用した日本法の過失相殺理論における判断枠組みを検討する。

◆ **賠償制限条項**：委託契約における賠償制限条項の有無により不公平な損害負担となりがねないことが課題

☞ SLA、責任共有モデルとの関係性を調査する。

◆ **個人情報の価値**：個人データ漏えい時に、裁判で認められる損害賠償額、訴える制度に海外と差異がある

☞ 米国裁判例、クラスアクションを調査し日本と比較する。

(2)また、制度的・国家的補償の枠組み検討のため、行動経済学の理論であるナッジに関する先行研究を調査し、インセンティブの重要性を認識した。

☞ 本研究に適用可能なインセンティブを検討する。